

専門的資格を有する都内看護職員の状況

専門的資格を有する都内看護職員の状況 (認定看護師)

認定看護師(A課程) 領域別資格者数(2022.12時点)

合計	救急看護	皮膚・排泄ケア	集中ケア	緩和ケア	がん化学療法看護	がん性疼痛看護	訪問看護	感染管理	糖尿病看護	不妊看護	新生児集中ケア	透析看護	手術看護	乳がん看護	摂食・嚥下障害看護	小児救急看護	認知症看護	脳卒中リハビリテーション看護	がん放射線療法看護	慢性呼吸器疾患看護	慢性心不全看護	
全国	20,710	1,174	2,070	1,025	2,525	1,624	739	668	3049	769	172	419	282	669	363	1,088	245	1,970	742	372	300	445
東京都	2,289	125	230	155	244	175	75	127	288	89	36	55	46	76	41	104	44	190	68	32	32	57

認定看護師(B課程) 領域別資格者数(2022.12時点)

合計	感染管理	がん放射線療法看護	がん薬物療法看護	緩和ケア	クリティカルケア	呼吸器疾患看護	在宅ケア	手術看護	小児プライマリケア	新生児集中ケア	心不全看護	腎不全看護	生殖看護	摂食・嚥下障害看護	糖尿病看護	乳がん看護	認知症看護	脳卒中看護	皮膚・排泄ケア	
全国	2,550	263	21	130	129	545	57	53	75	16	6	58	28	1	101	193	25	196	50	603
東京都	293	33	1	7	12	54	3	4	7	2	1	4	5	0	14	34	1	29	8	74

専門看護師登録者数(2022.12時点)

合計	がん看護	精神看護	地域看護	老人看護	小児看護	母性看護	慢性疾患看護	急性・重症患者看護	感染症看護	家族支援	在宅看護	遺伝看護	災害看護	放射線看護	
全国	3155	1054	411	31	248	300	93	262	387	100	89	119	21	37	3
東京都	583	169	106	5	33	64	9	42	75	20	17	24	10	8	1

専門的資格を有する都内看護職員の状況 (特定行為研修修了者)

速報値

(令和4年12月末現在)

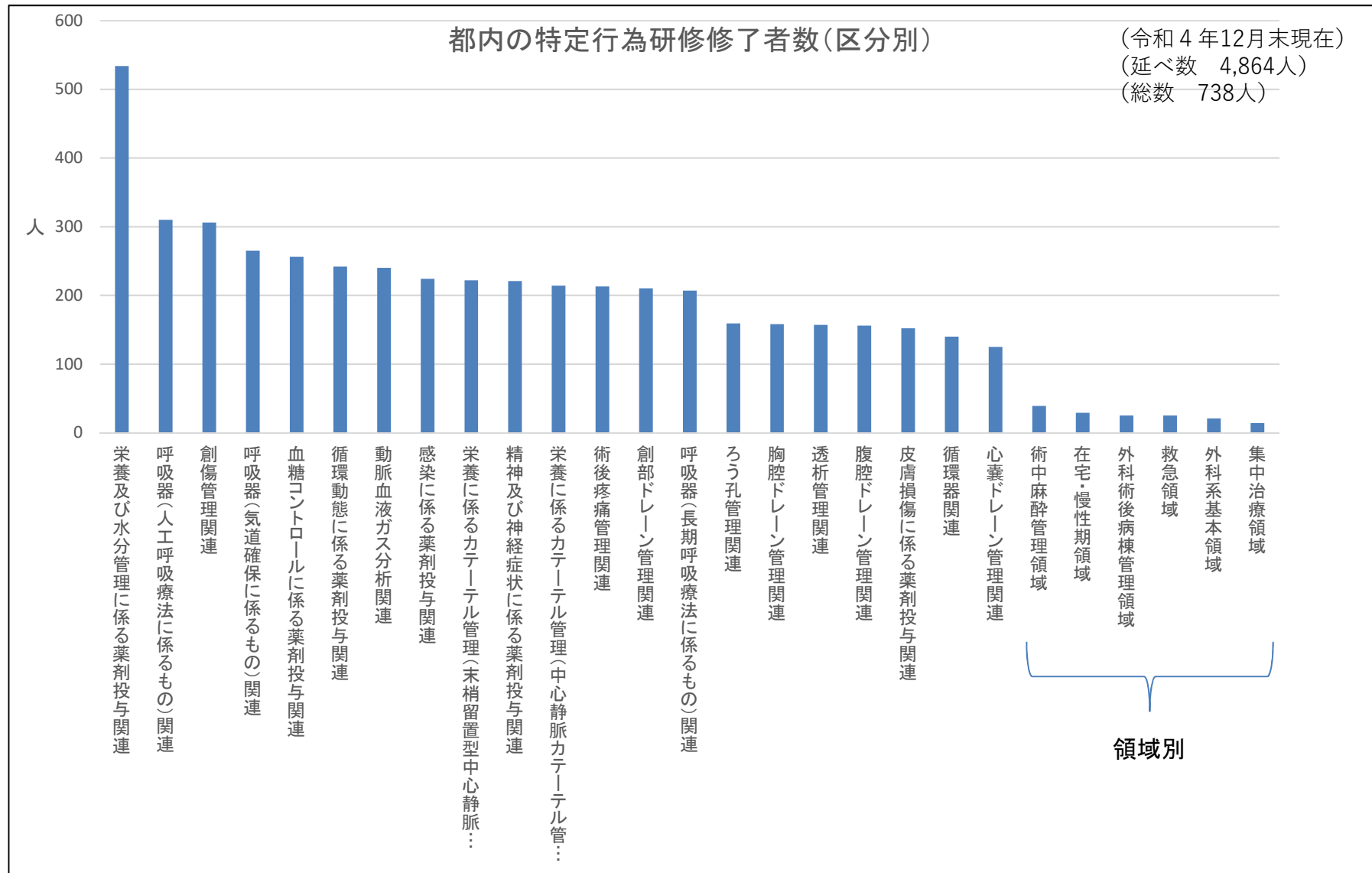
単位：人

		延べ数	総数	割合
保健師		33	5	
助産師		11	4	
看護師		4,820	729	100.0%
病院	200床未満	887	114	15.6%
	200床以上	3,073	474	65.0%
診療所	有床	41	10	1.4%
	無床	223	32	4.4%
助産所	従事者	0	0	0.0%
訪問看護ステーション	管理者	63	18	2.5%
	従事者	266	38	5.2%
介護保険施設等	介護老人保健施設	4	2	0.3%
	介護医療院	0	0	0.0%
	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	49	13	1.8%
	居宅サービス事業所	5	2	0.3%
	居宅介護支援事業所	13	1	0.1%
	その他	55	7	1.0%
社会福祉施設等	老人福祉施設	23	3	0.4%
	児童福祉施設	27	4	0.5%
	その他	0	0	0.0%
保健所又は区市町村、東京都		4	3	0.4%
事業所		4	1	0.1%
看護師等学校、養成所又は研究機関		25	2	0.3%
その他		58	5	0.7%
合計		4,864	738	

(出典) 令和4年看護師等業務従事者届集計報告

専門的資格を有する都内看護職員の状況 (特定行為研修修了者数・区分別)

速報値



都内指定研修機関の状況

特定行為研修に係る 都内指定研修機関の状況

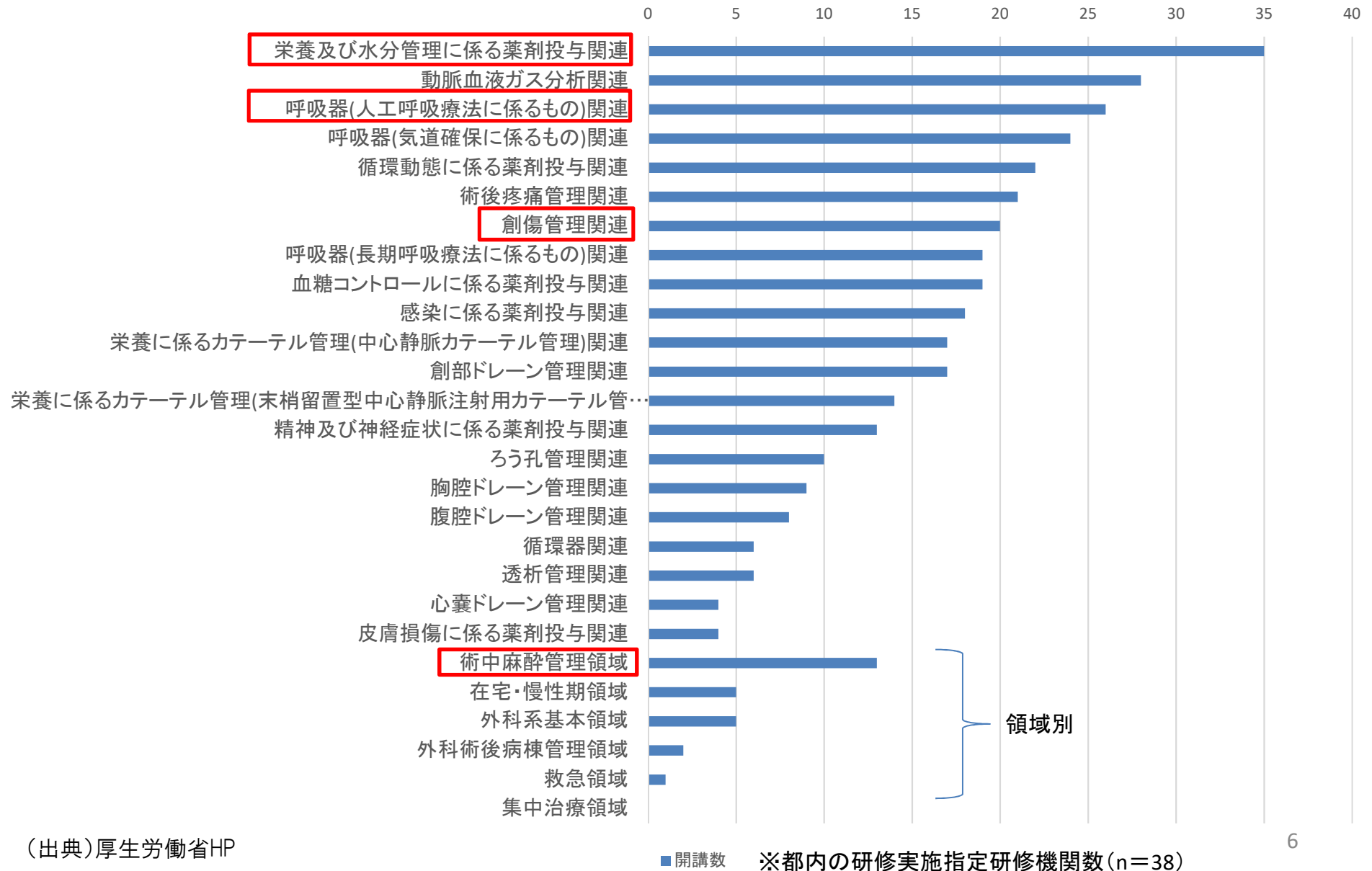
○都内指定研修機関数(令和5年3月現在) 38施設 定員数1,208名
(参考:全国の指定研修機関数(令和4年8月時点) 360施設 定員数4,811名)

定員区分	施設数	施設数全体 に占める割合	定員数合計	定員数全体 に占める割合
10名未満	20施設	52.6%	93名	7.7%
10名以上 50名未満	12施設	31.6%	180名	14.9%
50名以上	7施設	18.4%	935名	77.4%
計	38施設	100%	1,208名	100%

(出典)厚生労働省提供データ

⇒定員数50名以上の指定研修機関が、施設数全体の18.4%、都内定員数の77.4%を占める。

都内指定研修機関の特定行為区分別開講状況

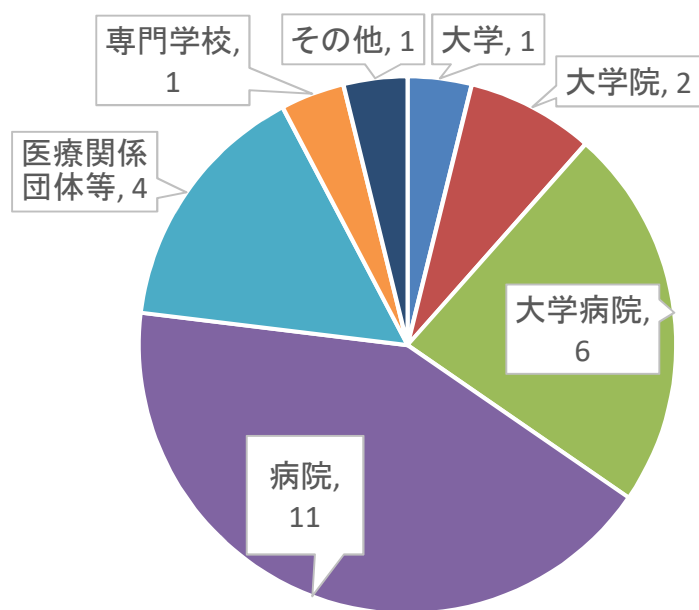


(出典)厚生労働省HP

指定研修機関における特定行為研修の実施状況に係るアンケート(概要)

- 指定研修機関における特定行為研修の実施状況に係るアンケート
- 調査目的 特定行為研修制度に係る施策等の検討のため、指定研修機関における育成の現状及び制度の課題把握
- 調査時点 令和5年3月31日現在
- 調査対象 都内指定研修機関38施設
- 調査期間 令和5年6月2日～16日
- 回答26施設（回収率68.4%）

1 指定研修機関の種類(n=26)



2 指定研修機関における定員の状況(n=26)

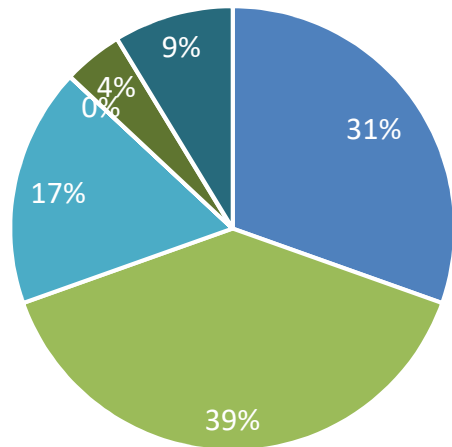
定員区分	施設数	施設数全体に占める割合	定員合計 (a)	定員合計に占める割合	2022年度修了者数 (b)	定員に占める修了者数の割合 (b/a)
10名未満	16	61.5%	69	11.8%	23	33.3%
10名以上 50名未満	6	23.1%	85	14.6%	45	52.9%
50名以上	4	15.4%	429	73.6%	195	45.4%
計	26	100%	583	100%	263	45.1%

指定研修機関における特定行為研修の実施状況に係るアンケート(概要)

3 医療機関における特定行為普及の課題

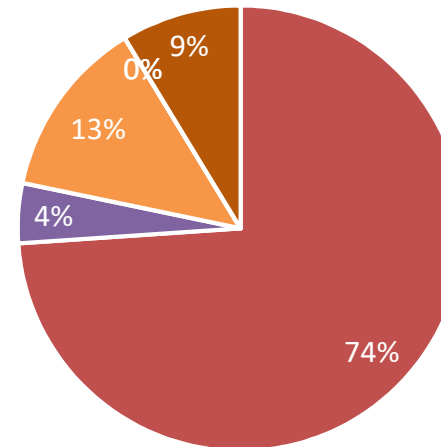
(1) 修了看護師の導入の課題

管理チーム※



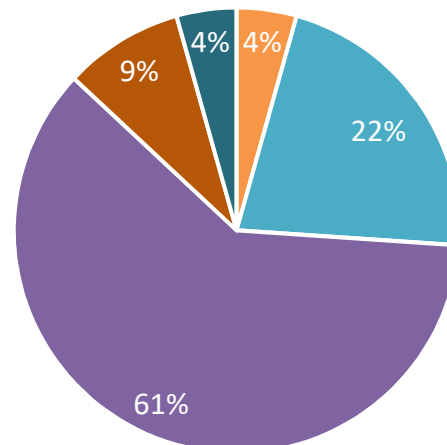
- 特定行為研修制度の理解不足
- 活用ビジョンが不明確(患者ニーズ、必要な特定行為の把握不足)
- 学習継続が可能な勤務体制が不十分
- 受講生への経済的サポートが不足
- 代替職員の不足
- その他(自由記述)

医師



- 特定行為研修制度の理解不足
- 組織の修了看護師の活用ビジョンが不足
- 指導医の確保ができない
- 受講者の学習継続・学習機会(症例検討会等)に配慮した支援が行われていない
- 配置後の医師によるフォローアップ体制が構築されていない

受講希望看護師・修了看護師



- 受講動機・目的が不明確
- 組織の役割期待を理解していない
- 組織内での修了看護師としての活動ビジョンが不明確
- 自施設からの支援(経済的支援含む)が不十分
- その他(自由記述)

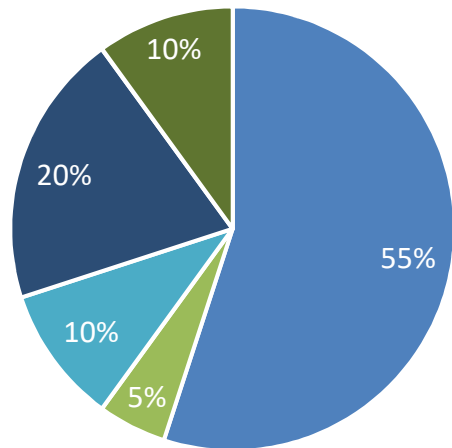
※ここでは組織管理者(病院長、看護部長、事務長など)と部署管理者(看護管理者、教育担当看護管理者など)を指します。

指定研修機関における特定行為研修の実施状況に係るアンケート(概要)

(2) 修了看護師の複数配置の課題

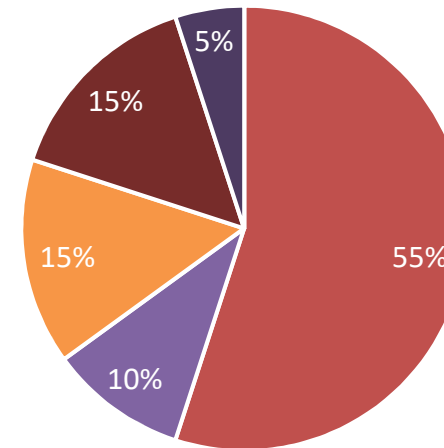
修了看護師の複数配置に当たって、医療機関が課題であると認識している要因(いわゆる第二の障壁)の第1位を集計

管理チーム※



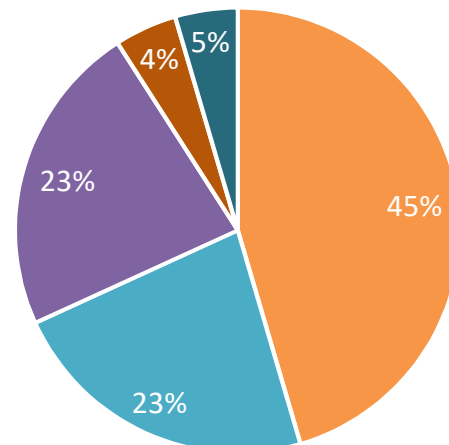
- 修了看護師の管理体制が不十分(報酬体系、勤務体制等)
- 修了看護師を管理する会議体や特定行為の情報共有の会議体がない
- 手順書が発行・利用しづらい
- 修了看護師のキャリア支援が不十分
- その他(自由記述)

医師



- 修了看護師と看護実践への理解がない
- 修了看護師の実践能力を評価する機会がなく信頼関係がない
- 修了看護師への継続的なOJTがない
- 修了看護師との連携・協働が不十分(役割分担、治療計画の共有等)
- その他(自由記述)

修了看護師



- 自発的な役割拡大が不足
- 特定行為実践のための業務調整が不十分
- 医師との連携・協働が不十分
- 看護師・多職種との連携・協働が不十分
- その他(自由記述)

※ここでは組織管理者(病院長、看護部長、事務長など)と部署管理者(看護管理者、教育担当看護管理者など)を指します。

都の取組について

看護師等キャリアアップ支援事業の概要

事業の概要

- 【目的】 ○医療機関における特定行為研修等に関する理解を深め、特定行為研修を修了した看護師等の活躍を促進する。⇒チーム医療・看護師の質の向上の推進
 ○専門性の高い看護師のキャリアアップを支援することで、モチベーションの維持・向上による定着促進を図る。⇒離職防止
- 【実施方法】 公益社団法人東京都看護協会へ委託して実施

事業内容

- シンポジウム(第一部) の開催
 特定行為研修修了者・認定看護師等の専門性が高い看護師の活用が進んでいる施設において、活用に当たっての工夫を講演
 《対象》施設管理者、看護管理者、医師、看護師、事務職員等

シンポジウムのテーマ(例)

- ◆診療報酬上の効果(診療報酬の算定例) ◆院内・施設内での取組の実例 ◆チーム医療推進貢献した具体例 ◆管理者から見た活用効果
 ⇒活用のための準備、実践、評価までの好事例を紹介し、組織での合意形成の一助とする。

	取得前	取得中	取得後		
施設体制	専門性の高い看護師の役割の検討	受講中(6か月以上必要)の支援	実践への体制整備	実践中の支援	実践評価
医療機関	病院の診療内容により、看護外来開設部門(認定看護)、特定行為の領域区分(役割・活動内容)の検討	職場のサポート ・勤務調整 ・給与面 ・上司、同僚の理解	・特定行為実践: 医師による手順書の作成が必要不可欠 ・看護外来の開設: 院内の場所確保・備品準備・患者の受診方法の流れの整備 ・専門看護師活用による診療報酬の算定: 事前に届出 ⇒ 医師・関連部門との調整	・院内と患者への周知と理解 ・相談体制、技術の維持 ・人員配置の調整	・患者の満足 ・看護師の労働意欲の向上 ・経営上の効果
訪問看護	訪問看護の内容により、認定看護の分野、特定行為の領域区分(役割・活動内容)の検討		・特定行為実践: 連携医療機関の医師による手順書の作成が必要不可欠 ・専門看護師活用による訪問看護療養費算定: 事前に届出 ⇒ 連携医師・事務との調整	・訪問内、連携医療機関と患者への周知と理解 ・相談体制、技術の維持	・利用者の満足 ・看護師の労働意欲の向上 ・経営上の効果
高齢者施設	有料老人ホームで医療ニーズがある高齢者の増加 ⇒ 専門性の高い看護師ができる行為についての理解		・特定行為実践: 施設内診療所又は連携医療機関の医師による手順書の作成が必要不可欠 ・専門看護師活用による診療報酬の算定: 連携医療機関、診療所で事前に届出 ⇒ 連携医療機関・施設の医師・事務との調整	・施設内、連携医療機関と患者への周知と理解 ・相談体制、技術の維持	・入所者の満足 ・看護師の労働意欲の向上 ・経営上の効果

- 分科会(第二部) の開催
 ・さらに理解を深めるため、より関心のある取り組み事例に分かれてグループ討議を実施
 ・医療機関同士・看護師同士の意見交換の場として、課題解決の一助とする。

病院勤務者勤務環境改善事業

事業目的

病院が実施する、医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組に対し、都が必要な経費を補助することにより、都内医療体制の安定的な確保に資することを目的とする。

対象病院

都内の病院(国、独立行政法人、地方独立行政法人、都が設置する病院を除く。)

事業概要

病院勤務の**医師及び看護職員**を対象とし、**離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組**に対して**経費の補助を実施**

勤務環境改善及び再就業支援事業

◆復職研修事業

出産・育児・介護等により離職せざるを得なかった医師及び看護職員が、不安なく再就業し定着できるよう、指導担当者のもとで実施する復職研修事業

◆就労環境改善事業

病院に勤務する医師及び看護職員の負担を軽減し、働きやすい環境を整備することにより、離職防止と安定的な人材確保に資する事業(例:短時間正職員制度、交代制勤務の導入等の勤務形態の導入・見直し)

【基準額】11,140千円【補助率】1/2

◆相談窓口事業

女性医師等の仕事と家庭の両立支援のための相談窓口を設置し、相談対応や情報提供を実施する事業

【基準額】7,093千円【補助率】1/2

チーム医療推進の取組

◆チーム医療推進の取組

各医療スタッフの専門性を発揮させ、医師及び医療関係職等との役割分担とチーム医療推進に資する事業

- 医師事務作業補助者・看護補助者(配置に伴う研修費用等)
- 専門性の高い看護師(認定看護師資格取得、特定行為研修受講期間中の人件費等)
- 院内助産・助産師外来(開設前後6か月間の人件費等)

【基準額】6,700千円【補助率】1/2

勤務環境改善整備事業

◆施設・設備整備事業

- 院内助産・助産師外来に必要な施設・設備の整備
- 休憩室・当直室等の新築、増改築又は改修に必要な施設・設備の整備

【基準額】施設5,040千円、設備3,811千円【補助率】施設2/3、設備2/3

令和5年度 東京都訪問看護推進総合事業について

令和5年4月

問い合わせ先

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 介護医療連携推進担当

TEL 03(5320)4216

●訪問看護ステーションに対する補助金制度

事業名	目的	対象事業者	対象経費
1 認定看護師資格取得支援事業 ※補助対象の分野 訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア	・訪問看護の実践と相談・指導ができる看護師の育成を支援 ・労働意欲向上、定着促進、看護職員全体の質向上の推進を図る	訪問看護ステーションが経費を負担し(一部を負担する場合も可)勤務する職員に認定看護師の資格を取得させる場合 今年度新たに申請対象となるのは、令和5年度に受験し、令和6年度に教育課程を受講する場合	① 入学金・受講料 ② 教育課程受講期間中の給与費等 ③ 認定審査料 【①～③補助率1/2】
2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業	・常勤職員が研修受講や出産・育児・介護休業等を取得する際の代替職員確保にかかる経費を支援 ・訪問看護師の勤務環境の向上、定着推進を図る	常勤換算7人未満の都内訪問看護ステーション ※産休代替については復帰に関する補助条件あり	代替職員の給与費と交通費(交通費は研修代替のみ)
3 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	・訪問看護ステーションの労働環境の改善 ・看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備する	今年度新たに申請対象となるのは、開設後1年以内の訪問看護ステーションが初めて事務職員を雇用する場合 ※事務職員を雇用する前に、あらかじめ東京都へ事業計画を提出すること。事業計画提出前に既に雇用している事務職員に係る経費は補助対象外	事務職員の給与費、交通費
4 新任訪問看護師育成支援事業	・訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションの教育体制の強化を図る ・訪問看護職員の勤務環境の向上及び定着を推進する	対象となる訪問看護ステーションの主な要件 ・管理者・指導者育成事業の「育成定着推進コース」を修了(当年度修了可) ・開設後1年以上が経過している ・令和4年度中にターミナルケア加算等の請求実績がある	雇用する看護職員の給与費、外部研修受講経費 【補助率1/2】

※上記は概要であり、補助金の利用にあたっては、各事業ごとに一定の要件があります。詳細は東京都ホームページをご確認ください。

●その他の事業(研修・講演会等)

事業名	目的	主な内容
5 東京都訪問看護教育ステーション事業 ※都内13か所実施	都の指定する『教育ステーション』が、地域のステーション等から研修生を受け入れ、同行訪問や勉強会を行うなどし、地域の小規模なステーションの人材育成や地域連携強化等を支援	● 訪問看護ステーション体験・研修 (同行訪問等) ● 地域の医療機関等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修 ● 訪問看護師確保のための取組 (就業相談や人材育成の相談等)
6 管理者・指導者育成事業 ※「東京都福祉保健財団」に委託して実施	訪問看護ステーションの管理者・指導者向けの研修を実施し、管理者・指導者を育成するとともに管理者同士のネットワーク構築を支援	● 訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組(勉強会や合同カンファレンス等) ① 基礎実務コース:新たに管理者・指導者になった方等を対象 ② 経営安定コース:管理職の経験が浅い方等を対象 ③ 育成定着推進コース:人材育成等について学びたい管理者・指導者を対象 ● 看護小規模多機能型居宅介護実務研修:看多機管理者、看多機開設を検討している訪問看護ステーション管理者を対象
7 訪問看護人材確保事業 ※「東京都看護協会」に委託して実施	訪問看護師を目指す看護職・学生等に対して、訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし、訪問看護人材確保を図る	● 訪問看護師を目指す看護職・学生等に対象としたPR講演会等の開催
8 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業	訪問看護師の知識の確認と実践能力の維持・向上を目指す	シミュレーション教育プログラムを作成し、eラーニングと人体型シミュレータを活用して研修を実施 ※令和5年度はプログラム作成のための調査を実施。研修は令和6年度から開始予定

①②は都内すべての訪問看護ステーション管理者・指導者の受講を推奨しています。

訪問看護推進総合事業

訪問看護ステーションに関する各事業の内容や最新情報のご案内しております。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>



訪問看護OJTマニュアル

同行訪問による指導や支援の実践方法を中心とし、比較的規模の小さいステーションでも取り組みやすいOJTの手法をまとめたマニュアルです。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/ojtmanual.html>



訪問看護オンデマンド研修動画

R1年度からR3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。訪問看護職等のスキルアップのために活用してください。

※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することはお控えください。

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



東京都
ホームページ